

公益社団法人日本食肉市場卸売協会非常勤役員報酬等支給規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本食肉市場卸売協会（以下「協会」という。）定款第 28 条に定める役員報酬等の支給の基準について、非常勤役員に関する事項を定める。

(報酬等の種類)

第 2 条 非常勤理事及び監事の報酬等は、年俸とする。

(報酬等の額)

第 3 条 非常勤理事の年俸は、次のとおりとする。

- (1) 会 長 75,000 円
- (2) 副会長 60,000 円
- (3) 理 事 50,000 円

2 監事の年俸は、次のとおりとする。

- (1) 内部監事（会員のうちから選任されたものをいう。）の年俸 50,000 円
- (2) 外部監事（会員以外から選任されたものをいう。）の年俸
300,000 円以内

3 非常勤役員の年俸は、当該年度のうち在任した月をその支払いの対象とし、月割により計算する。

(報酬等の支給)

第 4 条 非常勤役員の年俸は、毎年度 3 月 20 日に年俸の全額から租税公課を控除した金額を、現金又は預金若しくは貯金への振込の方法で支払う。ただし、年俸の支給日が協会の休日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い休日でない日に支給する。

附 則

この規程は、公益社団法人日本食肉市場卸売協会定款が施行された日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 1 日より施行する。